

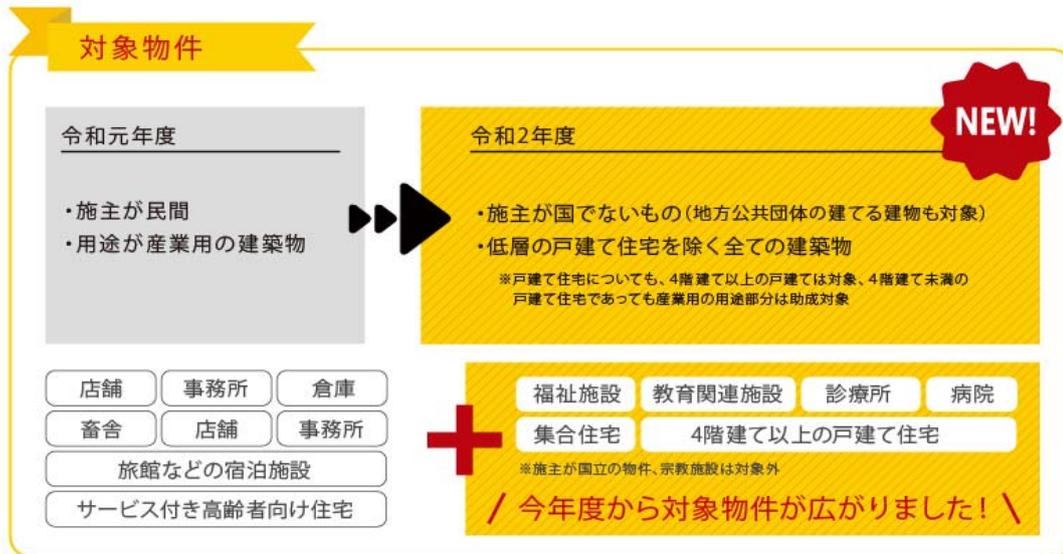
JAS 構造材利用拡大事業

構造材にJAS構造材を活用する低層の戸建て住宅を除く建築物(施主が国以外)の実証的な取組みに対し、構造材の調達費用の一部が助成されます。【林野庁助成事業】

今後、人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、木材需要の拡大を図るには、現在木造率が低位な非住宅分野を中心に開拓することが必要です。このため、構造計算に対応が出来る木材の需要及び供給を拡大することが急務で、特に無垢材等のJAS製品の活用に向けた取組が重要です。

【JAS構造材個別実証支援事業】

＜対象物件(裏面参照)＞令和2年度より対象物件が拡大され、JAS 構造材の対象木材が追加となりました。



JAS 材は、品質・性能がしっかりと表示されている木材です。

事業申請締切

令和2年
10月30日
(金)

助成金申請締切

令和2年
12月18日
(金)

＜採択必須条件＞

指定する構造耐力上主要な部分に JAS 構造材の使用が採択必須条件です。

本事業における JAS 構造材とは 以下の構造材を指します。

①機械等級区分構造用製材

機械等級区分構造用製材が柱、梁桁(含むトラス)、土台に使用(一部でも可)

②枠組壁工法構造用製材及びたて継ぎ材(2×4用製材) 構造部分に使用(一部でも可)

③直交集成板(CLT) 構造部分に使用(一部でも可)

④構造用集成材(中断面以上) 短辺 75mm 以上、長辺 150mm 以上

⑤構造用 LVL

※機械等級区分構造用製材を構造耐力上必要な部分に使用する場合は、目視等級区分構造用製材(乾燥処理材)も機械等級区分構造用製材とあわせて JAS 構造材として扱うことができます。

＜支援水準等＞

○JAS 構造材として区分された機械等級製材及び目視等級製材(乾燥処理材)、中断面以上構造用集成材、2×4 製材、構造用 LVL は通常5万円/立米。 JAS 構造材として区分されたCLTは14万円/立米

○その他林産物 JAS の調達費に 1/2 を乗じた額が加算

○助成額は 1 件の個別実証事業に対して 1,500 万円を上限(1,000 平米以上、または最上階から4階以上は 3,000 万円/件)

＜事業の流れ＞ 本事業は、2つの事業で構成されています。

JAS 構造材 活用宣言

宣言の申請 → 登録

JAS 構造材 個別実証支援

物件の申請 → 事業の実施 → 交付申請 → 助成金交付

公募要領など詳細は JAS 構造材利用拡大事業ウェブサイトにて <https://www.jas-kouzouzai.jp/>

お問い合わせ先 鳥取県木材協同組合連合会 電話0858-71-0524 FAX0858-71-0529